

平成26年3月吉日

お取引先各位

甲府精錬株式会社
総務部 経理課



消費税率変更に伴うご案内

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、H26年4月1日からの改正消費税法施行に伴い、弊社における消費税の取り扱いにつきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

ご不明な点がございましたら、下記担当窓口へご連絡いただきますようお願いいたします。

敬具

記

ご購入日に関する消費税について

消費税率については、貴社納入日の税率を適用します。

- ・ 3月31日までの納入品及び返品については、税率5%を適用
- ・ 4月1日以降の納入品及び返品については、税率8%を適用

輸送などにより、貴社商品到着日と弊社納品書の売上日にタイムラグ（4月1日をまたぐ）がある場合は、納品書の売上日の税率を適用します。

以上

本件に関するお問い合わせ

総務部 経理課 : 電話 055-275-5333